

大阪市産後ケア事業 業務委託募集要項

令和8年3月

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課
(母子保健グループ)

1 案件名称

大阪市産後ケア事業業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

産後ケアを必要とする者を対象に、母親の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的に産後ケア事業を実施するものである。

このため、産後の母子ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、ショートステイ及びデイケア、アウトリーチを提供できる事業者を募集する。

(2) 業務内容

別紙「大阪市産後ケア事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

(3) 実施要件

ア 事業者

- ① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所又は助産所であること。病院、診療所は、産科、産婦人科又は小児科を標榜していること。
- ② 当事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、仕様書「3 業務内容（2）サービス提供」に定める内容について実績があること。または、分娩を取り扱っていること。
- ③ ショートステイを提供するためには、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入所させる室）を有すること。また、デイケアを提供するためには、居室が確保されていること。
- ④ ショートステイ又はデイケアを提供する施設については、次の施設・設備を備えること。
 - (ア) 受入人数分の入所室及び居室が確保されていること
 - (イ) 入所室及び居室の床面積が母子一組当たりあたり 6.3 m²以上あること
 - (ウ) 授乳可能な場所があること
 - (エ) 成人用ベッド、小児用ベッドが受入人数分確保されていること
 - (オ) 乳児の体重測定ができる設備があること
 - (カ) 入浴施設及び沐浴指導施設があること
 - (キ) 避難経路が確保されていること
 - (ク) 生後 4 か月以上の児を受け入れる場合、ほふく室があることが望ましい
 - (ケ) サービスを安全・快適に提供できる冷蔵庫、空調設備、非常口、火災報知設備、防災物品等を備えることが望ましい
- ⑤ アウトリーチを提供する事業者は、訪問の際に使用する乳児用電子体重計があること。
- ⑥ 大阪府内に実施施設又は事業所を有すること。

イ 従事者

- ① 助産師、保健師又は看護師が配置できること。ショートステイの場合、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。
- ② ケアを提供するにあたり、やむを得ず一時的に児を別室で預かる場合は、母親や児のケアを行う者と預かっている児の見守りを行う者と複数体制がとれるよう調整を行うこと。
- ③ 仕様書「3 業務内容（2）サービス提供 ①イ及びウ」に定める専門的ケアに

については、助産師が対応すること。

- ④ 従事者は、労働安全衛生法に定められた年1回以上定期健康診断を実施し、健康管理に努めること。また、事業者は、その結果を把握すること。

ウ その他

- ① 事業実施中の事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。
- ② 助産所は、あらかじめ緊急時に母子を受け入れてもらえるよう、また保健医療面での助言が随時受けられるよう、あらかじめ協力医療機関と産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式6）を取り交わすこと。
- ③ 大阪市産後ケア事業実施要綱、本事業にかかる契約書（仕様書含む）、本事業にかかる安全に関するマニュアル、関係法令等を順守すること。
- ④ 本市との適切な連絡体制を確保すること。

（4）契約期間

契約締結日から当該年度の3月31日まで

契約は単年度契約とし、予算の成立をもって発効する。

（5）事業実施内容の変更

契約期間内に本市に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、大阪市産後ケア事業実施内容変更確認書（様式7）を速やかに提出すること。特に、受入可能月齢や利用人数等の事業実施の基本計画書（様式5）の変更が必要な場合、変更書類を必ず事前に提出すること。実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

本市の承認を受けていない内容でのサービス提供については、委託料支払いの対象外となるため、留意すること。

（6）次年度の契約更新

契約の更新にあたっては、大阪市産後ケア事業委託事業者更新確認書（様式8）及び大阪市産後ケア事業業務委託事業者誓約書（様式2）を提出すること。事業実施内容に変更がなく、かつ、2（3）実施要件及び3応募資格を満たしている場合は、本市と委託事業者において協議し、継続して契約することができる。

契約の更新時に事業実施内容に変更が必要な場合、（5）のとおり対応すること。計画変更等により必要があれば資料の提出、実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

翌年度の更新の可否については、本市より通知する。なお、委託契約の継続に関しては、今後の大阪市の施策方針により変更される場合がある。

（7）委託料（非課税）

別表1及び別表2のとおり利用者区分に応じて本市へ委託料を請求できる。当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、1日当たりの委託料に、2人目以降の1人につき利用料金（別表1、2）の下段に掲げる額を加算する。また、兄弟や生後4か月以降の児を受け入れた場合は、兄弟又は生後4か月以降の児1人につき利用料（別表1、2）の下段に掲げる金額を加算する。利用者からは、別表3の料金を事業者が徴収する。なお、利用者が個室を希望する場合、別途個室料を追加徴収できない。また、アウトリーチの委託料には、利用者の居宅へ訪問するための交通費も含

まれる。

【別表1 市府民税課税世帯】

	ショートステイ	デイケア	アウトリーチ
1日当たりの委託料	27,375円	18,300円	9,310円
多胎児による加算額	7,000円	4,000円	2,000円
兄弟や生後4か月以降の児を受け入れることによる加算額	5,700円	3,100円	—

【別表2 市府民税非課税世帯・生活保護世帯】

	ショートステイ	デイケア	アウトリーチ
1日当たりの委託料	28,250円	18,800円	9,810円
多胎児による加算額	7,000円	4,000円	2,000円
兄弟や生後4か月以降の児を受け入れることによる加算額	5,700円	3,100円	—

【別表3 利用者（1日当たり）自己負担額】※多胎児による加算額は0円

	ショートステイ	デイケア	アウトリーチ
市府民税課税世帯	2,125円	1,500円	500円
市府民税非課税世帯、生活保護世帯	1,250円	1,000円	0円

3 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす者とする。

- ア 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- イ 納税義務者にあつては、国税及び市税の未納がないこと。
- ウ 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- エ 破産者で復権を得ない者でないこと。
- オ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員または大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- カ 役員に次の各号に該当する者がいないこと。
 - ① エに該当する者
 - ② オに該当する者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- キ 民事再生法、会社更生法の適用を申請していないこと。

4 新規事業者の応募（申請）方法

(1) 応募（申請）の流れ

- ① 申請書類の提出
- ② 事業実施予定施設の実地調査
※アウトリーチのみ実施する事業者の場合、面接
- ③ 審査結果通知・業務委託契約
- ④ 事業開始
※応募（申請）から審査結果通知までの期間は1～2か月程度

(2) 提出書類

提出書類については、郵送・持参の場合、正1部、副2部（副は複写）の計3部提出すること。⑥を除き、データによる提出でも差し支えない。

① 大阪市産後ケア事業委託事業者申請書	様式1
② 大阪市産後ケア事業委託事業者誓約書	様式2
③ 事業者概要	様式3
④ 業務実績	様式4
⑤ 事業実施の基本計画書	様式5 ※実施場所が同一施設内で月齢により所管が変わる場合は、所管ごとに提出
⑥ 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書	様式6 ※助産所のみ提出
⑦ 事業実施施設の平面図	A4判で任意様式
⑧ 医療法における病院、診療所、助産所の届出等の写し	所定様式の写し
⑨ 損害賠償保険証書等の写し	※実地調査時の提出でも差し支えない

(3) 提出方法

申請書類の提出方法は、郵送又はメールにて送付すること。持参しても差し支えない。持参する場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前10時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く）に、事前に連絡のうえ、持参すること。提出先又は提出先は、「6担当課」と同じ。

※申請書類は、大阪市こども青少年局ホームページからダウンロードすること。

※提出書類については、正1部、副2部（副は複写）の計3部提出すること。

(4) 申請上の注意事項

ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類については、「大阪市個人情報保護条例」及び「大阪市情報公開条例」の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。

ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出すること。

5 実地調査、審査及び結果通知

提出書類及び事業実施予定施設の実地調査により審査を行い、必要な基準を満たす

と判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は応募者に通知するとともに、本市ホームページにて事業者名、所在地等について公表する。

6 担当課

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

電話：06-6208-9966

FAX：06-6202-6963

電子メール：sangocare@city.osaka.lg.jp

7 適用

本募集要項は、令和8年4月1日以降の契約に適用する。